

介護予防・生活支援サービスの利用について

介護保険法の理念

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

例えば…

足腰が弱くなってきて、お風呂掃除をするのが大変になってきた！

こんなかたには…

訪問介護相当サービス 又は 訪問型サービスA
通所介護相当サービス 又は 通所型サービスA

の利用をおすすめします。



★お風呂掃除が大変になってきた原因や出来るようになる方法を、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアプラン作成担当者をご自身と一緒に考えます。

- ・ご自身で出来る掃除の方法
- ・機能回復訓練の内容 など

★訪問型サービスの利用 ⇒ ヘルパーと一緒に掃除を行きましょう。

★通所型サービスの利用 ⇒ 運動機能向上、生活機能改善の訓練を受けましょう。

- ・足腰の筋力が向上!掃除の方法を工夫!

☆お風呂掃除ができるようになった!⇒ サービス利用終了

★サービス利用終了後は、地域の集まりや介護予防教室に参加して、活動的な生活を続けましょう。

例えば…

家の中で敷物につまづいて転んでしまい足首を骨折。1か月入院して、すっかり足腰が弱くなってしまった。また転ぶのではないかと心配…。

こんなかたには…

短期集中予防サービスC の利用をおすすめします。



★リハビリ専門職(理学療法士等)がご訪問して

- ・家の中を転びにくい環境にする方法
- ・体に負担の少ない家事の方法
- ・家でできる転倒予防の体操 など

をご提案し、筋力を維持向上させるためのリハビリ計画を作成します。

★リハビリ計画書をもとに、3か月間、リハビリ施設に通って筋力向上等のトレーニングを短期間集中的に実施します。

※3か月間限定のサービスです。 ※費用は無料(送迎費等の実費負担あり。)

★サービス利用終了後は、地域の集まりや介護予防教室に参加するなど、活動的な生活を続けましょう。